

令和 7 年 5 月 19 日

専攻科 1 年生保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校長
(公印省略)

令和 7 年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

（4 月～6 月分の前倒し一部給付）

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

申請を希望する方は、事務室窓口申請書類を受け取り、書類を揃えて期限までに提出下さい。

記

1. 給付対象者：
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 提出書類：裏面参照（リーフレット）
3. 提出期限：令和 7 年 5 月 26 日（月）
4. 提出先：沖縄水産高校事務室
5. 留意事項
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は 4 月 1 日現在を基準とします。
（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援）

< 沖縄県外に在住の方 >

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

< 問い合わせ先 > 沖縄水産高等学校 事務室
担当者 渡慶次 TEL：098-994-3483

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(新入生用)【専攻科】

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付(4～6月分)を行います。

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 父母等の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税(家計急変の場合は非課税相当)または生活保護受給世帯
- (2) 父母等が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、専攻科支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい



○支給額(返還の必要はありません) ※専攻科の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
非課税世帯	専攻科課程に在籍	12,625 円	37,875 円	50,500 円

※ 7～3月分は、7月の申請により振り込みます(再申請が必要)

○提出書類

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
 - ②令和6年度(所得)課税証明書又は生活保護受給証明書(様式2)
 - ③債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
 - ④振込口座の通帳の写し
 - ⑤委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式8)
 - ⑥同意書(就学支援制度の関係書類を利用することについて同意した場合)
- ※家計急変については、⑦～⑨についても提出ください。

今回はこの部分

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票・雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書(写可)
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されていない所得課税証明書(全項目証明書)

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先

沖縄水産高等学校 事務室 担当者 渡慶次 TEL: 098-994-3483

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和7年度予算額 5億円
(前年度予算額 4億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

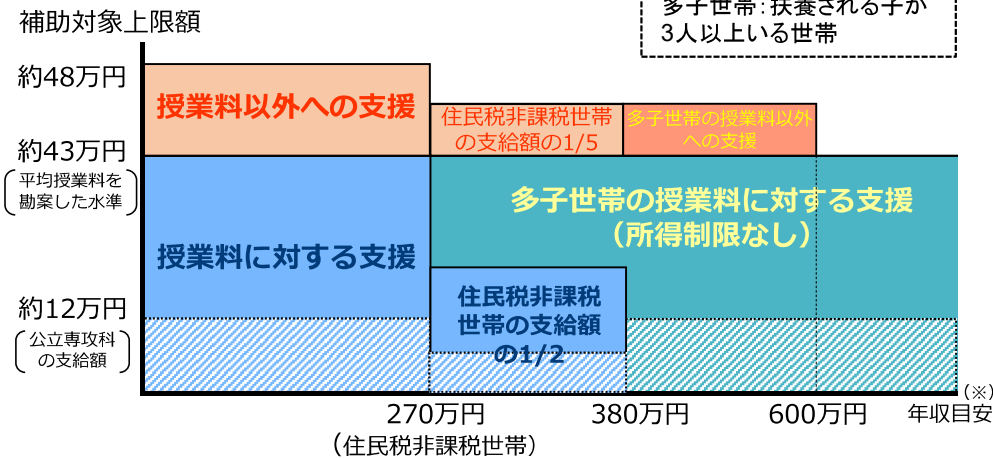
目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

- ◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。
- ◆ 多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充

<支援スキーム>



(※) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

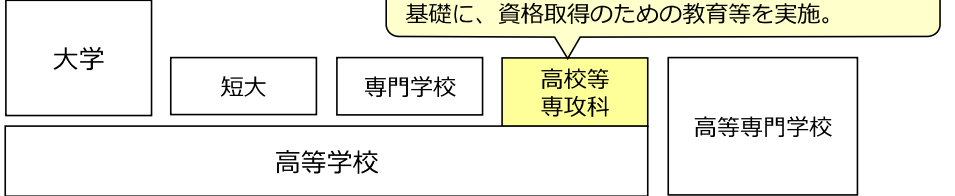
<1人当たり補助対象上限額>

(単位：円)

区 分	～270万円 (住民税非課税世帯)		270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	427,200	59,400	213,600	118,800	427,200
授業料以外	50,500	52,100	10,100	10,420	※10,100	※10,420

※年収目安380～600万円未満世帯のみ対象

<各教育機関の位置づけ>



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※授業料以外の教育費の支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

実施主体

都道府県

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

高校等専攻科の生徒への修学支援の判定基準（イメージ）

○ 判定基準

区 分	授業料に対する支援 （専攻科の生徒への修学支援）	授業料以外への支援 （専攻科の生徒への奨学のための給付金）
① ～270万円 （住民税非課税世帯）	算定基準額（※1）が100円未満	所得割額（※2）が非課税
② 270～380万円	算定基準額が100円以上51,300円未満	所得割額が105,500円未満（非課税を除く）
③ 多子世帯	扶養される子が3人以上（所得制限なし）	所得割額が105,500円以上264,500円未満 かつ扶養される子が3人以上

※1・・・生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6％－調整控除の額

※2・・・生計維持者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額

○ 「扶養される子が3人以上」とは

⇒市町村民税に係る生計維持者の扶養する子であるものが3人以上であること

（イメージ）

